

日野市におけるコミュニティ・スクール推進に関する 基本方針

(案)

—日野市立小・中学校におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会)
制度及び地域学校協働活動制度の導入・運用に関する手引き—

令和 7 年 月

日野市教育委員会

■この基本方針について

日野市教育委員会では、これまで「開かれた学校づくり」を理念として掲げ、学校の力のみでは対応が困難な課題について、地域・保護者の協力をいただきながら課題解決を図り、子供たちの学びの環境をよりよいものとするよう努力してまいりました。

しかし、学校を取り巻く環境は年を追うごとに複雑さ・多様さを深めており、環境変化の速度もより早まってきています。

複雑多様かつ刻々と変化する環境に対し、時代に即した学びの環境を整えていくためには、これまで掲げてきた「開かれた学校」からさらに一步を踏み出し、地域全体で、「未来に向けてどのように子供たちを育てていくのか」「学校教育を通じて何を実現していくのか」などの目標やビジョンを共有し、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育てていく、『地域とともにある学校』へと進むことが必要と考えています。

この考え方に基づき、日野市教育委員会は令和 6 年 3 月に、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間を実施期間とする第 4 次日野市学校教育基本構想を策定しました。この構想は、子供たちを真ん中にして、学校、家庭、地域、大学、企業、行政の皆が当事者として力を出し合い、具体的な取組については、それぞれの当事者がプロジェクトを推進していくことで子供と大人の 10 プラスの姿を実現していくことを目指しています。

そして、このうち行政が取り組むプロジェクトのひとつとして、「スクールコミュニティプロジェクト」を位置付け、現在、市立小学校 8 校へ導入しているコミュニティ・スクール制度を、令和 11 年度はじめまでに全市立小・中学校全校へ導入することを目指しています。

コミュニティ・スクール制度は、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育環境の実現を目指すという設計となっているため、皆が同じ目線で取り組むことで、その本来の効果を発揮します。また、学校の経営に関わるという性格上、予め一定の知識を共有していただくことが望ましいものともなっています。

そこで、コミュニティ・スクール制度に関わるすべての方が同じ目線で力を結集できるよう、日野市における基本的な考え方、運用上の留意点や制度の基本知識を共有するためのものとしてこの基本方針を作成しました。

学校・家庭・地域が一層の連携を図り、子供たち自らが「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来をつくっていく力」を育ていける環境を、皆で支えていくための指針として、この基本方針をお役立てください。

目次

第 1 部 基本方針	5
1 制度全般について.....	5
(1) 制度を通じて実現を目指したいこと	5
(2) 日野市における制度の基本的な考え方	7
(3) 「コミュニティ・スクール委員会」とは	8
2 コミュニティ・スクール委員会について	9
(1) コミュニティ・スクール委員会の権限	9
(2) コミュニティ・スクール委員会での取り扱う議題の例	10
(3) 会議資料	11
(4) 会議の開催時期・回数・時間	11
(5) 会議の開催方法	12
(6) 家庭（保護者）・地域への情報提供	13
(7) 会議内容について	13
3 委員について	14
(1) 委員の役割	14
(2) 委員としての姿勢	15
(3) 委員の構成（人数）	16
(4) 任命までの手続き（流れ）	18
(5) 委員の任期・再任	19
(6) 委員の身分等	19
4 地域学校協働本部（活動）について	20
(1) 地域学校協働本部（活動）とは	20
(2) 活動の範囲	20
(3) 活動の規模	21
(4) 地域コーディネーターについて	22
① 地域コーディネーターの役割	22
② 地域コーディネーターとしての姿勢	23
③ 地域コーディネーターの人数	23

④委嘱までの手続き(流れ)	24
⑤地域コーディネーターの身分等	25
⑥活動の報告	25
5 教員・児童・生徒のあり方	27
(1)「現場」からの情報提供・反応を返す	27
(2)情報提供(収集)の方法	27
6 教育委員会による伴走支援	27
(1)連絡会・研修会の開催	27
(2)情報収集・支援体制	28
(3)一体的組織による支援	28
第2部 推進計画	28
1 日野市の現状と課題・今後の進め方	28
(1)学校運営協議会について	28
(2)地域学校協働活動(本部)について	30
第3部 資料	32
1 「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」及び「地域学校協働活動(本部)」とは	32
(1)コミュニティ・スクール(学校運営協議会)について	32
(2)地域学校協働活動(本部)について	33
2 複数の学校で一つの学校運営協議会を置く手法について	34

第 1 部 基本方針

1 制度全般について

(1) 制度を通じて実現を目指したいこと

日野市では、コミュニティ・スクール制度の導入・運用を通じ、それぞれの主体の視点から見て、以下のような状況を実現していきたいと考えています。

◆児童・生徒

学校、地域をステージとした学びや体験活動の充実

地域の多様な人材や価値観との接触

地域への愛着、地域の担い手としての自覚

◆学校・教員

学校経営方針の承認、方針への理解・協力の下、地域と連携した学校課題の解決（働き方改革、子供たちと向き合う時間の確保・教育活動への注力を含む）
地域人材の協力による教育活動の充実

◆家庭（保護者）

学校に対する理解、信頼向上

希望者が学校教育（学校支援）に参画し易い風通しの良い関係性

地域全体で子供が見守られる安心感

◆地域

学校に対する理解、信頼向上

自身の知識、経験を活かした学校の課題解決への貢献

学校経営方針との一貫性をもった地域学校協働活動の展開

◆児童・生徒

学校・教員の力を家庭・地域が後押しすることで、学校での学びの質を高めることや、地域をステージとした子供たちの体験機会を拡大していくことを目指したいと考えています。

また、学校・家庭・地域が連携した活動を展開することで、児童・生徒が地域の多様な人材や価値観に触れる機会が増えることが期待されます。

更に、学校・家庭・地域が一体となった活動を見せ、時には子供たち自身の参画をも促していくことで、子供たち自身に地域に対する愛着の芽生えや、自身も地域の担い手であるという自覚が生まれることも期待できます。

◆学校・教員

学校経営方針は校長が責任をもって定めるものですが、コミュニティ・スクール委員会（詳細 8 頁）の承認を得ることで、地域の理解と協力を得やすくなり、議論の過程や支援活動の実施を通じて、学校経営方針の具現化や、学校の課題解決をより良く、効果的に達成することが期待されます。

学校の課題として考えられるテーマは様々ありますが、例えば、働き方改革を議題とし、取組を推進することで、学校・教員本来の職務である子供と過ごす時間や授業・教材研究等にあてる時間を増やしていくことを目指したいと考えています。このことは、より質の高い教育活動の実現に資するのみでなく、先生自身がやりがいを持って働ける環境づくりにもつながります。

また、地域の人材や資源を活用し、魅力的な授業づくりを行っていくことも目指したいと考えています。

ただし、地域は学校の下請けでは決してありません。学校は、学校経営方針はもとより、学校が直面する課題等を地域に対して丁寧の説明し、理解・納得を得られるよう努めることが重要です。

◆家庭（保護者）

コミュニティ・スクール制度を通じて学校との接点を増やすことで、学校で起こっていることや学校が目指している方向性について理解・納得し、家庭（保護者）と学校の信頼関係のもと、学校教育及び家庭教育がつながりをもって行われることを目指したいと考えています。

また、コミュニティ・スクール制度の導入をきっかけとして、家庭（保護者）が学校への支援活動等に参加し易い（風通しのよい）関係づくりが進んでいくことも期待されます。

さらに、地域と一体となった教育活動の展開を通じて、地域全体で子供たちが見守られているという安心感のもと子育てが行える環境を目指したいと考えています。

◆地域

コミュニティ・スクール委員会（詳細 8 頁）が学校経営方針を承認するプロセスを通じ、学校に対する理解と納得の下、方針の具現化や学校の課題解決に携わっていくことを目指します。

このことは、学校経営上のメリットのみに止まらず、身近な「学校」という場で社会参画・社会貢献の機会が広がっていくことや、様々な学びの機会を得た知識・経験を広く社会に還元する社会教育の実践の場としての役割も果たすこととなり、学校教育と社会教育の接続・相乗効果という面で地域に

(3)「コミュニティ・スクール委員会」とは

コミュニティ・スクール制度は、

- ①学校に置かれる会議制の機関である「**学校運営協議会**」
 - ②地域住民・団体等が緩やかなネットワークを形成し、学校と調整しながら支援活動を展開する「**地域学校協働本部**」
- という2つの制度を並行・連携して運用する制度となっています。

日野市では、これら2つの制度についてあえて厳密な区分けを行わず**双方を包括するイメージの組織**として設置し、「**コミュニティ・スクール委員会**」と称することにしています。

「学校運営協議会」や「地域学校協働本部」という名称は、聞いただけではなかなかどのようなものかイメージしづらい(自分ごとになりにくい)ところがあります。

また、独立して地域学校協働本部という、特定の構成員を持った会議体や組織体がある訳では必ずしもなく、2つの制度の役割のうち、学校との調整(地域と学校の協働)や、支援活動の展開については、学校運営協議会(委員)がこれを果たしているケース多いことから、2つの制度については重なりがあることを前提とした運用が望ましいと考えています。

このような事情を踏まえ、「イメージしやすさ」「わかりやすさ」「運用の一体性」といった観点から、学校運営協議会と地域学校協働本部を包括するものとして「コミュニティ・スクール委員会」という形としています。

◆コミュニティ・スクール委員会と既存の会議体・団体との関係性

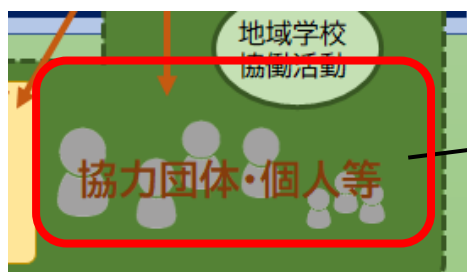
コミュニティ・スクール委員会を置いていない学校では、学校評価等を主な役割とする「学校評議員」から成る「学校運営連絡協議会」が設置されていますが、この会議体が果たしている機能については、コミュニティ・スクール委員会に内包されるような形が基本となります。よって、コミュニティ・スクール委員会設置校では「学校運営連絡協議会」は無くなるのが基本形となります。(このため、コミュニティ・スクール委員会が学校評価等の役割も担うことになります。)

また、PTA や次ページに記載する地域の支援団体等については、それぞれの組織は存続しつつ、コミュニティ・スクール委員会(地域学校協働本部)の枠組みの中で緩やかにつながりながら、学校経営方針の下、一体となって活動を展開していくことが期待されています。

◆地域の支援団体の呼称について

地域学校協働本部(活動)を担っている地域の支援団体・支援者の集まりについては、日野市におけるコミュニティ・スクール制度の中では、地域の協力団体として位置付けられます。これら協力団体については、「学校支援部」や「〇〇小お助け隊」「〇〇小サポーター」など、すでにオリジナルの愛称(呼称)が地域に定着している例がありますので、その呼称をそのまま用いていただきたいと思います。活動の定着・活性化のため、地域・保護者の皆さんが認知・参加しやすい(とっつきやすい)愛称を考えてみるのもよいかもしれません。

愛称を用いる場合は、市教育委員会で把握をしておきたいため、市教委への届出にご協力をお願いします。(様式※様式は後日追加)



この部分のお話です

2 コミュニティ・スクール委員会について

ここでは、コミュニティ・スクール委員会の権限・役割や、会議を行うにあたって意識することが望ましい指針を示しています。

(1) コミュニティ・スクール委員会の権限

コミュニティ・スクール委員会の持つ権限は以下の3つです。いずれも、法律に根拠をもつ権限となっています。

① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

コミュニティ・スクール委員会を通じて、保護者や地域住民等が校長とともに学校運営に責任を負い、基本方針に意見を反映させることを目的としたものです。

なお、この「承認」はあくまで学校運営全体の基本的な方針についてのものであり、校長の個々、具体的な権限行使の在り方や内容について、コミュニティ・スクール委員会が指示・承認を行うということではありません。

② 学校運営とそのために必要な支援について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる

学校の運営全般について、広く保護者や地域住民等の意見を反映させるという観点から、コミュニティ・スクール委員会として教育委員会又は校長に意見を述べるすることができます。具体的には、規則等の見直しや学校の裁量範囲、教育課程やその実施状況に関する意見が想定されています。

③教職員の任用について、教育委員会に意見を述べるができる

学校運営の基本方針を踏まえて、実現しようとする教育目標、内容等に合った教職員の配置を求める観点から意見を述べるすることができます。

ただし、「意見」は教育委員会規則で定める範囲とされており、日野市においては個別の教員に関する意見ではなく、学校経営全体の視点から、どのような人材が望ましいかという形の意見に限定をしています。

◆コミュニティ・スクール委員会と校長の関係について

コミュニティ・スクール委員会の権限は上記のとおりであり、一定程度学校運営へ影響力を持つ機関となっています。

ただし、これはコミュニティ・スクール委員会が、委員会として承認する(した)基本方針や、委員会内で議論され決まった方向性について、校長とともに責任を持つという意味でもあります。特に、保護者や地域に対する説明責任という点では、校長のみではなく委員それぞれが「学校」側の立場として、家庭や地域との円滑な協働に向けて責任を果たしていくことが望まれます。

また、コミュニティ・スクール委員会の議論の起点はあくまで、学校(校長)の目指す学校づくり、育成したい児童・生徒像となります。十分な議論・意見交換はもちろん必要ですが、まずは校長自身の学校づくり・学校教育に関する思いをしっかりと委員全員へ伝えていくことが必要です。

(2) コミュニティ・スクール委員会で取り扱う議題の例

① 取扱うことが必要な議題

学校経営方針、目ざす児童・生徒像、学校経営方針に照らした学校の課題、働き方改革や学校運営への必要な支援に関すること、学校評価に関すること 等

② 取扱うことが望ましい議題

学校運営の状況報告、日々のできごと(児童・生徒のようす)、今後の行事予定 等

(3) 会議資料

・会議資料の作成については、教職員の負担も考慮し、存在している資料を活用すること、及びペーパーレスで会議を行うことが望ましいでしょう。

・委員の側としても、コミュニティ・スクール委員会に期待される議論の視点を意識して、精緻な数値や資料を求めすぎない姿勢を意識することが望ましいでしょう。自らの意見をまとめる・展開するにあたってどうしても精緻なデータが必要な場合は「皆が主体」という制度の本旨から、自ら調査し、資料を提出するという方法も考えられます。

・限られた会議時間を協議に充てるためにも、資料は極力事前に送付し、ひととおり目を通したうえで会議に出席していただくというやり方が望ましいでしょう。なお、送付のタイミングについての参考として、教育委員会の定例会では、会議の日の3日前までに委員へ資料を届けています。

(4) 会議の開催時期・回数・時間

・会議の開催時期や、取り扱う議題については各学校の実情、課題に応じて設定していく形となります。

・会議においてどのようなことを議題することが良いのか(して良いのか)悩ましい場合の参考として、年間の流れ・議題の例を以下に示します。

月	運営の内容例
4 月	○学校運営の基本方針の承認 ※前年度中に次年度方針を提示・承認の形も可 ※教員の人事異動等を受け、前年度に一旦承認した方針の修正協議⇒再承認という流れも想定されます。
5 月	○学校運営や教育活動における課題解決に向けた協議・実践 ※運営協議会の開催時期・回数は学校ごとに決定 ※協議内容例 ・学校運営への協力促進 ・児童・生徒の安全・安心確保 ・教員の働き方改革 ・地域学校協働活動について ・学校の環境整備 ・地域人材の教育活動への協力
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	

11 月	
12 月	
1 月	○学校評価 ○次年度教育課程に関する協議・承認 ○次年度学校運営の基本方針に関する協議
2 月	
3 月	

・開催の頻度、回数については、既導入校では月 1 回～3 か月に 1 回の間としている例が多いようです。

・最終的には各校の実情に応じてとなりますが、学校との距離感の維持や教員・委員の負担を考慮すると隔月を基本として、以下のような時期は頻度を高める(毎月)というような運用が考えられます。

例) 委員の改選直後

⇒学校・校長の考え方への理解を深めてもらうため、一学期中は毎月。

例) 周年記念行事のある年

⇒準備も含め、前年度の終わりごろ～行事終了まで毎月。

・開催する時間帯については、教員の働き方改革の視点から、正規の勤務時間内に設けることが望ましくはあります。もっとも、委員ご自身の仕事の都合や、学校教育活動との兼ね合いもあり、実態としては夕方(16 時前後)を開始時間としている事例が多いようです。また、学校公開等の他行事の開催と合わせ、土曜日、日曜日の開催としている事例も見られます。

・1 回の会議の時間は、概ね 90 分以内、長くとも 120 分以内とすることが、負担感や議論の質の担保の面から望ましいでしょう。

(5) 会議の開催方法

・学校の様子を実際に見てもらうという意味合いも含めて、基本的には対面での開催が想定されます。

・出席のしやすさや、日程の調整が容易になる可能性があるため、オンライン方式の併用も考えられます。ただし、対面・オンラインの併用を行う場合、対面の場に参加している委員と、オンライン参加の委員の間で得られる情報量や、

議論に対する温度感に差が生じたりすることもありますので、メリット・デメリットを十分比較しながら導入を検討する必要があります。

◆「部会」の活用について

- ・各委員の役割分担を明確にし、活動を行いやすくするための手法として、委員会の中に「部会」を置くという手法があります。

例) 学習支援部会、環境部会、行事部会、防災(安全)部会・・・等

- ・情報の分断や縦割り化のリスクといったデメリットも予想されますが、役割分担が明確となり、それぞれの委員が主体として行動しやすくなる＝コミュニティ・スクール委員会内で議論・決定されたことがよりスムーズに実現に結びつくなどのメリットがあります。
- ・部会制を活用する場合は、それぞれの部会の動きを全体で共有できるよう、コミュニティ・スクール委員会の場で各部会からの報告・意見交換に時間を割くといった工夫が望ましいでしょう。

(6) 家庭(保護者)・地域への情報提供

- ・コミュニティ・スクール委員会の活動状況(学校支援団体の活動も含む)について、保護者や地域に積極的に情報提供を行っていくことが必要です。

・コミュニティ・スクール委員会の存在、活動内容、活動の成果を知ってもらうことに加え、認知度の向上により活動に関わってくれる人材が増えることや、活動への理解促進といった効果も期待できます。

・具体的には、「コミュニティ・スクール委員会だより」(名称は各校でアレンジしてください)の発行や、学校 HP・学校だよりを用いた活動周知、学校行事に絡めた活動紹介、傍聴受入れ(学校行事に併せ、公開を前提とした仕立ての会議開催)などが考えられます。

・次の(7)でも言及しますが、コミュニティ・スクール委員会は公の会議体であるため、児童・生徒、家庭、教員のプライバシーや権利利益に十分な配慮を行うことは前提として、どのような議論がされているかを可能な範囲で明らかにできるようにしておくことが望ましくあることも考慮する必要があります。

(7) 会議内容について

- ・コミュニティ・スクール委員会の会議内容は、前記のとおり公開し周知していくことが望ましいですが、以下に掲げる議題については非公開とできます。

※会議を非公開にできる場合

- ①対象学校の都費負担職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
- ②特別の事情により、公開しない会議と決定した場合

◆「非公開」の取扱いについて

行政に係る文書等は公開が基本であることから、前頁の「公開しない理由」のうち、「特別の事情」については、あまりに広範な解釈は避けるべきです。大枠の考え方としては「日野市情報公開条例」を参照することになりますが、個別の案件について公開・非公開の判断に迷った場合は、市教委へご相談ください。

3 委員について

(1) 委員の役割

①委員共通

- ・上記「3(1)」に記載したコミュニティ・スクール委員会の職務を果たすため、コミュニティ・スクール委員会への出席等を通じて学校経営に関わり、経営の責任の一端を担っていくことが役割となります。

- ・日野市では地域学校協働活動の要素も包括する形でコミュニティ・スクール委員会を置いているため、委員会の議論のみでなく、地域コーディネーターへの協力(ボランティアを担っていただけたような地域人材への声かけや、自らボランティアの一員として活動従事)も期待されています。

②会長

一般的な会議体の長同様、議事を掌ることが役割とされています。具体的には、コミュニティ・スクール委員会の会議にあたっての進行・議論の調整役が想定されます(ただし、進行役については、委員一人ひとりの会議への関与をより強めるという観点から、委員が持ち回りで行っている例もあります。)

議論を取り仕切るうえでは、コミュニティ・スクール委員会の議論の前提である校長の学校経営方針及び方針の背景である校長の学校教育・学校づくりに対する思いをよく理解することが有効であるため、方針をよく読み込むことや校長との十分なコミュニケーションも会長の役割として期待されています。

③副会長

会長が欠けた際(会議の結成等)に、会長の職務を代行します。そのため、副会長として期待される役割は、概ね上記の会長に期待される役割に準じます。

また、学校や市教委との事務的な連絡窓口や、委員間での情報共有・調整などについて、会長と相談しながら(場合によっては分担して)行うことが期待されています。

④地域コーディネーター

地域コーディネーターは、実働である「地域学校協働活動」実施のための連絡・調整を主な役割としています。(詳細 22 頁)

コミュニティ・スクール委員会における議論と実際の活動が一体となって進められるよう、コミュニティ・スクール委員会の委員構成には地域コーディネーターを含めることとしています。

このような背景から、コミュニティ・スクール委員会内におけるコーディネーターの役割としては、現場の活きた情報や地域の実情を議論の場に提供することが期待されています。

⑤その他

このほか、会議の記録(書記)を持ち回りで行うことや、コミュニティ・スクール委員会・地域学校協働活動に関する情報発信(広報)の役割を置くことも考えられます。役割を持つことで、皆が当事者として「協働してより良い学校をつく」というコミュニティ・スクール委員会のコンセプトが具体化されることが期待されます。

(2) 委員としての姿勢

・もっとも重要なのは、「一緒に考える」姿勢です。

- ・学校経営の一翼を担う立場として、学校・校長のことをよく知り、よき理解者として力添えをするという姿勢が求められます。(コミュニティ・スクール委員会 は学校と「上下の関係」にはないことに留意が必要です。)
- ・学校行事や各種学校支援活動(地域学校協働活動)には、委員もボランティアの一員として関わることが大切です。
- ・承認した学校経営方針から離れ、独自に行動をとることや、学校からの報告・資料についての評論・講評に終始するような姿勢は慎むべきです。

(3) 委員の構成(人数)

- ・日野市ではコミュニティ・スクール委員会は地域学校協働活動活動(本部)と一体的な運用を行うこととしていますので、委員に地域コーディネーターが含まれる形とすることが必要です。
- ・今後、全校にコミュニティ・スクール委員会を導入していくことから、近隣の小・中学校の校長が相互の学校運営協議会委員になることは求めません。
- ・複数の学校運営協議会の委員を兼務することは妨げません。
- ・規則上では委員の最大数は20人となっていますが、議論のしやすさや各々が主体的に行動しやすい規模ということから、校長・教員を含め10人程度という設定が動きやすいようです。
- ・また、新規にコミュニティ・スクール委員会を設置する際は、核となるメンバー5～6名程度のようにコンパクトな形でスタートし、必要に応じて人材を加えていくという方法も有効です。特に、中学校においては、地域学校協働活動の範囲・内容が小学校と比してある程度絞られると考えられることからコーディネーターの人数は小学校よりも小さな規模の配置を想定しています。(参考：P23)

■参考:委員候補者の一例

(1) 保護者

PTA関係者(役員等)、左記以外の児童・生徒の保護者

(2) 地域住民

元 PTA 役員、保護司、民生児童委員、自治会関係者、子ども会関係者、育成会、青少年委員、おやじ会、ひのっちパートナー 等

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

地域コーディネーター、通年で学校行事・ボランティアに協力いただいている方 等

(4) 対象学校の校長、副校長及び教職員

(5) 学識経験者

(6) 関係行政機関の職員

幼稚園、保育園、児童館関係者 等

※上記に掲げる各分野の人材を網羅する必要はありません。

※また、どの枠から何名というような制限は、全体としては設けることはしていません(ただし、人材確保のしやすさ、議論の視点のバランス維持などの観点から、各校の判断にて分野ごとの人数配分を指針として持つておくことは妨げません。)

■参考2:委員構成の一例

10名構成の委員会の例を示します。あくまでイメージを掴んでいただくための例ですので、下表の分野別構成や、下表に含まれる立場の方を優先するというものではありません。

保護者(在校児童生徒の保護者)	保護者(在校児童生徒の保護者)
地域住民(卒業生の保護者等)	地域住民(自治会等)
地域住民(民生児童委員等)	地域住民(育成会・青少年委員等)
対象学校の運営に資する活動を行う者 (地域コーディネーター)	当該校の校長
当該校の副校長	当該校の教員

(4) 任命までの手続き(流れ)

- ・任命までの流れ(手続き)は以下のとおりです。

校長 → 教育委員会 : 委員の任命に関する意見申出書提出 様式*

※様式は後日追加



教育委員会 : 意見申出書の確認、教育委員会の議決を経て任命



教育委員会 → 校長 → 委員 : 委嘱状の交付

- ・委員の任命については、上記のとおり、校長からの意見申出を受けて教育委員会の会議にて諮り、議決を得る必要があります。教育委員会の定例会議は基本的に月 1 回となっているため、校長からの意見申出書提出～実際の任命までには、1～2 ヶ月程度を要します。

◆委員候補者の選定

- ・委員の候補者選定にあたっては、前述の委員としての役割・姿勢を踏まえて、学校経営に資する(ひいては子供たちのため)かという視点が必要です。
- ・現在の「学校評議員」と比して、期待される役割が大きく広がるものであるため、評議員を継続して任ずることは必ずしも求められていません。
- ・法律の解説では、「委員の任命に当たっては、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、公募制の活用などを通じ幅広く人材を求めて任用することが必要」(教育法令コンメンタール)とされています。
- ・実際に公募を行う場合は、募集、選考、決定のプロセスについて透明性・公平性が求められます。候補者選定までに一定の時間も要しますので、公募をお考えの場合は早めに市教委へ一度ご相談ください。

(5) 委員の任期・再任

- ・委員の任期は 2 年となります。
- ・任期の途中で委員の交代や追加があった場合の新たな委員の任期は、現委員の残任期間に合わせます(全員の任期末が揃う形とします)
- ・委員の再任は妨げませんが、期ごとに新たに選任を行うということが基本の考えかたとなります。「継続」を前提としていないことを、学校・委員の双方が認識しておく必要があります。

(6) 委員の身分等

①身分

非常勤特別職の地方公務員となります。
特別職のため、地方公務員法の適用は受けませんが、コミュニティ・スクール委員会内では重要な情報を取り扱うこともあるため、「日野市学校運営協議会規則」により、守秘義務等が課せられています。

○日野市学校運営協議会規則(抜粋)
(守秘義務等)

第 9 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2)委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3)前 2 号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

②報酬

月額 1,500 円 (金額及び支払単位について変更する場合有)

③保険

日野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が適用されます。

4 地域学校協働本部（活動）について

（１）地域学校協働本部（活動）とは

「学校・家庭・地域が協働してより良い学校をつくっていく」ため、家庭（保護者）を含む幅広い地域住民が参画する緩やかなつながりが「地域学校協働本部」とされ、地域学校協働本部が行う様々な活動（学校支援活動）を地域学校協働活動と呼びます。具体的には以下のような活動例があります。

（地域学校協働活動の例）

授業の支援、図書の整理・読み聞かせ、学校内外の環境整備（清掃や花壇整備など）、登下校時の児童・生徒の安全確保、学校行事の運営支援

また、学習支援員（有償ボランティア）による放課後の学習支援（地域未来塾）も地域学校協働活動の一環として行われています。

このほか、今後活動の展開を予定している中学校においては、職場体験実施の調整、部活動の支援などが想定されています。

なお、独立して地域学校協働本部という、特定の構成員を持った会議体や組織体がある訳では必ずしもないこと等を踏まえ、「イメージしやすさ」「わかりやすさ」「運用の一体性」といった観点から、本方針においては、学校運営協議会と地域学校協働本部を包括するものとして「コミュニティ・スクール委員会」という形をしています。（詳細は 8 頁）

（２）活動の範囲

地域学校協働活動として考えられる活動の範囲（内容）は様々ありますが、「こんな活動があったらいい・やってみたい」ということのすべてを行うことは、地域にとっても、学校にとっても却って負担となってしまう可能性があります。以下のような活動分類のイメージを意識して、できる活動を選択することも必要です。

＜活動の分類イメージ＞

A 学校（学校教育活動）を直接支援するもの

- ・学校経営方針を踏まえて学校から課題の提示があったもの
- ・学校教育課程内の学校教育活動を支援するもの(授業支援、学校行事支援等。密接に関係するものとして、放課後の学習支援含む。)

B 学校(学校教育活動)を間接的に支援するもの

- ・学校教育課程外の学校教育活動を支援するもの(環境整備・見守りなど)
- ・地域が主体となつて行う教育的活動

-----「地域学校協働活動」-----

C 学校(学校教育活動)と関連が薄いもの

- ・上記以外の活動(地域のお祭り、学校以外の団体主催のイベントなど)

「C」については、直接に学校教育活動に関わるものではないため地域学校協働活動に該当するものではありませんが、学校施設使用上の調整や、使用当日の立ち合いなどをコミュニティ・スクール委員会で受け持つことで、教員の負担軽減を図ることが考えられます。実施する場合、例えば周知等は学校において行うが、当日の子供の引率や施設管理等については学校・教員は行わないなど、働き方改革を踏まえた取組とすることが考えられます。

(3) 活動の規模

・地域学校協働活動は緩やかな定義をもつことから、広げようと思えば活動の範囲を大きく広げていくことが可能です。また、「子供のため」という視点から、活動をもっと充実させたい・拡大したいという思いが、学校・コーディネーター双方ともに強くなる傾向があります。

・一方、活動には持続(継続)という視点も重要であり、広範かつ充実した活動は維持も相応に大変であるということは抑えておく必要があります。(特定の人物に依存した活動になってしまう可能性や、新たな人材が参画する際のハードルを高めてしまう可能性もあります。)

・学校としても、地域コーディネーターとはあくまで協力関係である(指揮命令関係にない・下請けではない)ということを前提に、活動(依頼)の内容や規模感を考慮して、持続的な活動を共に展開していくという意識が必要です。

- ・上記のような考え方から、予算の範囲内での活動が基本となります。年度ごとの配当予算(1校あたりの配当時間)での活動をお願いします。

(4) 地域コーディネーターについて

① 地域コーディネーターの役割

・学校の依頼(又は学校経営方針のもとコミュニティ・スクール委員会として決めたこと)に基づいて学校支援活動(地域学校協働活動)を行うための準備・調整を行うことが基本となります。

・基本的な役割は、活動の日程調整、ボランティアの募集・連絡(人材の確保)、活動当日の動き(やること)の整理、必要に応じて当日の仕切り 等になります。

・活動の内容によっては、具体的な企画(内容)は、コーディネーターに委ねられるケースも考えられます。ただし、コーディネーターの基本的な役割は上記のとおりですので、学校やコミュニティ・スクール委員会は『丸投げ』とならないよう留意が必要です。(活動の目的、テーマ・コンセプト、主要な実施事項等は、全体の方針としてまとめることが望ましいでしょう。)

・現場を担うコーディネーターの側から、必要と感じられる支援活動を提案することも考えられます。地域コーディネーターのみで提案が難しい場合は、コミュニティ・スクール委員会の力を借りることも選択肢です。

(コミュニティ・スクール委員会が部会制になっていると、〇〇教室・〇〇スクールのようなイベントであれば「行事部会」、大規模な清掃や花壇・畑の整備であれば「環境部会」のように、委員会内の役割分担がしやすく、コーディネーターとの連携もスムーズにいくことが多いようです。)

◆「コーディネーター」の役割についての補足

・上記のとおり、コーディネーターの基本的役割は、地域学校協働活動(学校を支援する活動)が実施できるよう調整を図ることとなりますが、このことは単に活動を実現するという目的のみではなく、『協力体制を地域に広げていく』という目的も含まれています。

・なかなか人材が集まらず、コーディネーター自身が「自分が動いたほうが早い」となるケースもあり得ると思いますが、コーディネーター自身が実働のメインとなる状況が続いてしまうと、本来コーディネーターに期待される役割(連絡・調整・人材確保)を学校管理職がカバーする形となってしまう可能性があります。(この場合、次の展開として、学校管理職が「連絡・調整するよりも自分が動いたほうが早い」となり、結果、地域学校協働活動が空洞化してしまうことが危惧されます。)

・また、コミュニティ・スクール制度自体が「地域ぐるみ」で子供を支えるというコンセプトであることから、なるべく多くの方に、少しずつでも関わっていただくことが望ましいと考えます。

・現在の社会情勢から、「地域人材の確保」が大変難しいことは事実ですが、

人材の確保については、コミュニティ・スクール委員会(+委員の人脈)の力も活用しながら、活動に携わっていただける方の輪を広げていくことがコーディネーターには望まれています。

② 地域コーディネーターとしての姿勢

・コミュニティ・スクール制度のもと、より良い学校づくりに向けた具体的な行動(活動)を組み立てていく立場としての熱意はもちろんですが、何より大切なことは、ご自身が活動を通じて達成感を感じることができたり、活動自体を楽しんだりできることです。

・地域の方々、校長、教員、コミュニティ・スクール委員、市教委といった様々な人たちと積極的に連絡・コミュニケーションをとりながら、活動を進めていただきたいと思います。

③ 地域コーディネーターの人数

● 小学校

- ・1校あたり2～3名の配置が標準となります。
- ・小学校におけるコーディネーターの配置人数は、実際に行われている(行おうとしている)地域学校協働活動(学校支援活動)の規模にもよるため、標準の範囲内に収めることが必須ではありませんが、活動の範囲と継続性という観点からは複数名の配置が望ましく、一方であまり人数が多いと役割分担があいまいになってしまう可能性があることには留意が必要です。

コーディネーターを現在設置している学校については、上記の主旨を踏まえて、自校の活動規模や活動の継続性を考慮しながら、配置の適正化を図ることが必要です。

● 中学校

- ・1校あたり1名又は2名の配置が標準となります。
- ・これから活動を展開していく中学校においては、まずは活動の範囲を具体的に絞って、スモールスタートの形をとることが望ましいと考えます。
- ・中学校における地域学校協働活動については、小学校と比してある程度範囲・内容が絞られると考えられることから、現段階では、標準規模としては小学校よりも小さな規模の配置を想定しています。

④委嘱までの手続き(流れ)

- ・令和7年度から、地域コーディネーターについて教育委員会として委嘱を行う形に変更をします。
- ・委嘱までの流れ(手続き)は以下のとおりです。

教育委員会 → 校長 : 委員の選任に関する依頼



校長 → 教育委員会 : 委員の委嘱に関する意見書提出 様式*

※様式は後日追加



教育委員会 : 意見書の内容確認、教育委員会の議決を経て委嘱



教育委員会 → 校長 → 委員 : 委嘱状の交付

- ・委員の任命については、上記のとおり教育委員会の会議にて諮り、議決を得る必要があります。教育委員会の定例会議は基本的に月1回となっているため、校長からの意見申出書提出～実際の任命までには、1～2ヶ月程度を要します。

◆コーディネーター候補者をどのように選ぶか

- ・一番重要なことは、学校として相談しやすい方である(学校の立場、現状を理解していただける。学校と同じ方向を向いてもらえる)ということです。
- ・様々な分野に渡る学校支援活動(地域学校協働活動)を取り仕切っていただく必要があるため、ひとつの分野に強みを持つ方よりも、さまざまな方面とかわりのある方が望ましいでしょう。
- ・コーディネーターとコミュニティ・スクール委員を兼ねる場合も多いため、上記に記した委員としての役割・姿勢、委員候補者選定の考え方も参考としてください。

⑤ 地域コーディネーターの身分等

● 身分

- ・有償ボランティアとなります。

※活動を通じて知り得た情報については、守秘義務があります。

○日野市地域学校協働活動推進事業実施要綱(抜粋)

(個人情報の取扱い)

第 12 条 活動に携わる者は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、児童、生徒及びその他関係者の個人情報の保護に万全を期すものとし、事業の実施を通じて知りえた秘密を漏らしてはならない。

● 謝礼

- ・地域コーディネーターとしての活動 1 時間につき、1,450 円(1 日 2 時間まで)を謝礼としてお支払いします。(四半期ごとに実績を集計してお支払い)

● 保険

- ・活動中の事故等については、市が加入している包括契約保険により対応します。

⑥ 活動の報告

- ・地域コーディネーターとして活動を実施した場合、以下の報告を行ってください。

●事業記録簿:実施した活動の内容を報告するもの。主に、年間の活動実績集計や、活動内容の共有などに使用します。

●活動日誌:活動を行った日・時間を記録するもの。謝礼のお支払いにあたり、根拠資料として使用します。 ※放課後の学習支援を実施している学校については、学習支援員の方の分も活動日誌の作成・提出をお願いします。

活動内容	提出物
------	-----

	事業記録簿	活動日誌
放課後の学習支援	年度分をまとめて年度末に報告	地域コーディネーター、学習支援員分を併せて四半期ごと (フォーム版使用の場合は活動の都度も可)
左記以外の支援活動	活動終了後 (複数日・期間にわたる活動の場合は、活動全体を終えた後)	四半期ごと (フォーム版使用の場合は活動の都度も可)
連絡・調整	不要 (コーディネーター会議等で、話し合われた内容の中に市へ知らせておきたいものが含まれる場合は提出してください)	四半期ごと (フォーム版使用の場合は活動の都度も可)

◆「活動の分類」について

・事業記録簿内では活動の分類として「学習支援」「学校行事支援」「環境整備」「登下校の見守り」の4つから選択することとなっています。このうち、前の3つについて、どれに該当するか判断に迷った場合は、以下の考え方を参考としてください。

- ①学習支援:放課後の学習支援、学校の授業に関係する支援活動(授業時の付き添い、授業準備)
- ②学校行事支援:授業に関わらない学校行事全般に関する支援活動
- ③環境整備:清掃、畑・田んぼ、花壇関係

「どちらにも当てはまる」という場合は、上記の数字の少ない方を優先してください。また、「どれもじっくりこない」という事例(会議等)については、「その他」を選択してください。

5 教員・児童・生徒のあり方

(1)「現場」からの情報提供・反応を返す

- ・コミュニティ・スクール委員会における議論や、学校支援活動(地域学校協働活動)の内容が実態に沿ったものとなるためには、現場からの情報提供が欠かせません。
- ・教員の視点からは、現場で課題となっていることが何なのか、どのような活動に助けられているのか(あるいは負担になっているのか)といった情報提供を行っていくことが考えられます。
- ・児童、生徒の視点からは、日々の困りごとや学校でやってみたいことなどの情報が考えられます。
- ・また、両者に共通することとして、コミュニティ・スクール委員や地域コーディネーター、ボランティア活動に従事している方々へ、活動に対する反応を「あいさつ」や「御礼」という簡易かつ効果的なフィードバックの手法を行うことが望まれます。

(2) 情報提供(収集)の方法

- ・教員や児童、生徒の立場からはなかなか情報を出すタイミングや方法が難しいものと考えられます。そこで、コミュニティ・スクール委員会として顔合わせを伴う懇談会やアンケート等を実施する手法が考えられます。なお、この際には回答者の負担を考慮した設問・方法を検討することが必要です。

6 教育委員会による伴走支援

(1)連絡会・研修会の開催

- ・各校のコミュニティ・スクール委員会が集まり、情報共有・交換ができる場を、市教委として設けます。
- ・また、コミュニティ・スクール委員会委員、地域コーディネーター、校長をはじめとした学校教員それぞれが、コミュニティ・スクール制度について理解し、制度を活用してよりよい学校づくりを行えるよう、対象別の研修を実施します。

(2) 情報収集・支援体制

- ・各校のコミュニティ・スクール委員会にオブザーバーとして定期的に参加し、状況について実態をしっかりと把握して必要な支援を行ってまいります。
- ・市及び市教育委員会が他の事業等で連携している各機関や団体とのつながりを活かし、コミュニティ・スクール委員やコーディネーターの候補人材に関する情報収集・学校との共有に努めます。

(3) 一体的組織による支援

- ・これまで、学校運営協議会に関することは教育指導課、地域学校協働活動に関することは生涯学習課と教育委員会内で所管が分かれていました。
- ・令和7年度より、教育指導課内に、「地域学校支援係」を立ち上げ、コミュニティ・スクール委員会(学校運営協議会及び地域学校協働活動)に関することを一体的に所管し、スクールコミュニティに取り組む学校を支援します。

第2部 推進計画

1 日野市の現状と課題・今後の進め方

(1) 学校運営協議会について

①設置状況と既設置校

令和6年4月時点において、日野市立小・中学校への学校運営協議会設置状況は以下のとおりとなっています。

小学校 8校(平山小、東光寺小、滝合小、旭が丘小、豊田小、
日野第三小、日野第七小、仲田小 ※導入順)

中学校 0校

平山小・東光寺小は設置から10年以上の歴史があります。ほか6校については、令和4年度以降に設置を行ったまだ新しい学校運営協議会となっています。既設校についても、この方針に基づいて、令和7年度からは「コミュニティ・スクール委員会」として活動を行っていきます。

②問題点・課題点

- ・制度に関する市としての方針、運用指針が十分に明確になっていなかった部分があり、各現場での運用にやや戸惑いが生じているケースが見られます。
- ・設置校が増えてきている中で、設置校同士の情報交換・交流の場や、委員の資質を高めていく研修の場の必要性が高まっています。
- ・新たな委員の担い手について、地域によっては適任者の選出に苦心しているケースが見られています。

③今後の進め方

- ・本基本方針を活用して、日野市における「コミュニティ・スクール制度」についての基礎的な考え方を当事者間で共有し、同じ目線で制度の運用が行えるようにしていきます。
- ・第4次日野市学校教育基本構想に基づく地域共創プロジェクトとして、地域学校協働活動の情報発信や学校間の情報共有に努めるとともに、設置校同士(設置予定・検討校も含め)が情報交換・交流を行える場を市教委として設けるなど、各校の学校運営協議会が自ら横断的な活動を行っていく場合にこれを支援する仕組みを整えていきます。
- ・地域人材の参画を促すため、制度や活動状況に関する周知に努めます。
- ・制度導入校は、学校経営方針に沿ったよりよい学校づくりのための体制を整えるため、必要に応じ、東京都の「コミュニティ・スクール教員公募」を積極的に活用していきます。

④未設置校(設置予定・検討校)について

現時点で制度を導入していない学校については、第4次日野市学校教育基本構想実施期間中に順次導入できるよう調整を図り、令和11年度時点で全校への設置を目指します。

設置までの代表的な流れは以下のとおりです。

- (i)まずは該当校と市教委で、設置時期の意向確認・調整を行います。

(ii)導入前年度の秋ごろまでに、コミュニティ・スクール準備委員会(構成員は教員、学校に関わって頂いている保護者・地域の方が主)を発足し、各校の課題を整理しながら設置に向けての検討・準備を行います。

〈準備委員会での主な検討内容〉

- ・ビジョンや課題を共有し、共通の目標を設定します。
- ・学校運営協議会の組織づくりを行います。
(委員の選出、部会の設定、地域学校協働活動との連携)
- ・保護者や地域へ制度の導入について周知し、理解を求めます。

※準備委員会は、月 1 回程度の実施がめやす

(iii)設置前年度の 1 月～2 月を目途に上記を固め、委員の任命については市教委へ申し出ます。

(iv)新年度からコミュニティ・スクール委員会がスタートします。

初回の会議は、委嘱状の交付、委員の自己紹介、校長からの基本方針説明～承認、その他協議・共有事項という構成が考えられます。

(2)地域学校協働活動(本部)について

①小学校について

令和 6 年 4 月時点において、すべての市立小学校に地域学校協働本部が整備(地域学校協働活動推進員:日野市では「地域コーディネーター」が配置)されています。(地域学校協働本部は、前述の学校運営協議会の設置に併せて整備されるケースが多くなっていますが、日野市では従前から学校支援ボランティアの仕組みとして「学校支援地域本部」を設置しており、これを引き継ぐ形で地域学校協働本部を立ち上げたことから、学校運営協議会がない学校においても先行して整備されています。)

「コミュニティ・スクール制度」の広がりと併せて、コーディネーター間の横断的なつながり、情報交換、研修等の機会を強化し、ノウハウの共有・積み上げを継続していくことで、市域全体で「地域学校協働活動」が活発に展開されている状況を目指します。

②中学校について

令和 6 年 4 月時点において、市立中学校では地域学校協働本部は未整備となっていることから、学校運営協議会の設置と併せ、令和 11 年度時点で全校において整備されている状況を目指します。

中学校における「地域学校協働活動」やコーディネーターの役割については手探りとなる部分が多く予想されるため、ボランティア・コーディネーター・学校・市教委が情報共有や議論を密にし、活動指針を練り上げながら整備を進めていくことを目指します。

◆中学校における「地域学校協働活動」について

中学校における活動の展開については、現状の取組状況や活動内容・目的のわかりやすさという視点から、まずは以下のような例を想定しています。

○放課後の学習(自習)支援

教えることができる人材の確保や、生徒の学習状況に関する情報共有などの準備対応が難しい場合、まずは「自習の見守り」という形で始めてみることも考えられます。また、活動の規模・負担を考慮し、当初は「隔週」や「定期考査前の○日間」など、範囲を絞って立ち上げてみる事が考えられます。

○各種検定の実施

漢検、英検、数検などの検定実施について、地域コーディネーター(ボランティア)の協力を得て実施することが考えられます。協力の度合いについては、当日の試験補助のみというケース～受験者の募集段階から協力をお願いするケースまで様々なパターンが考えられます。

○その他の事例

職場体験、部活動、地域防災に関する取り組みや、生徒の見守りや手助けが必要な場面でのボランティア募集などが考えられます。

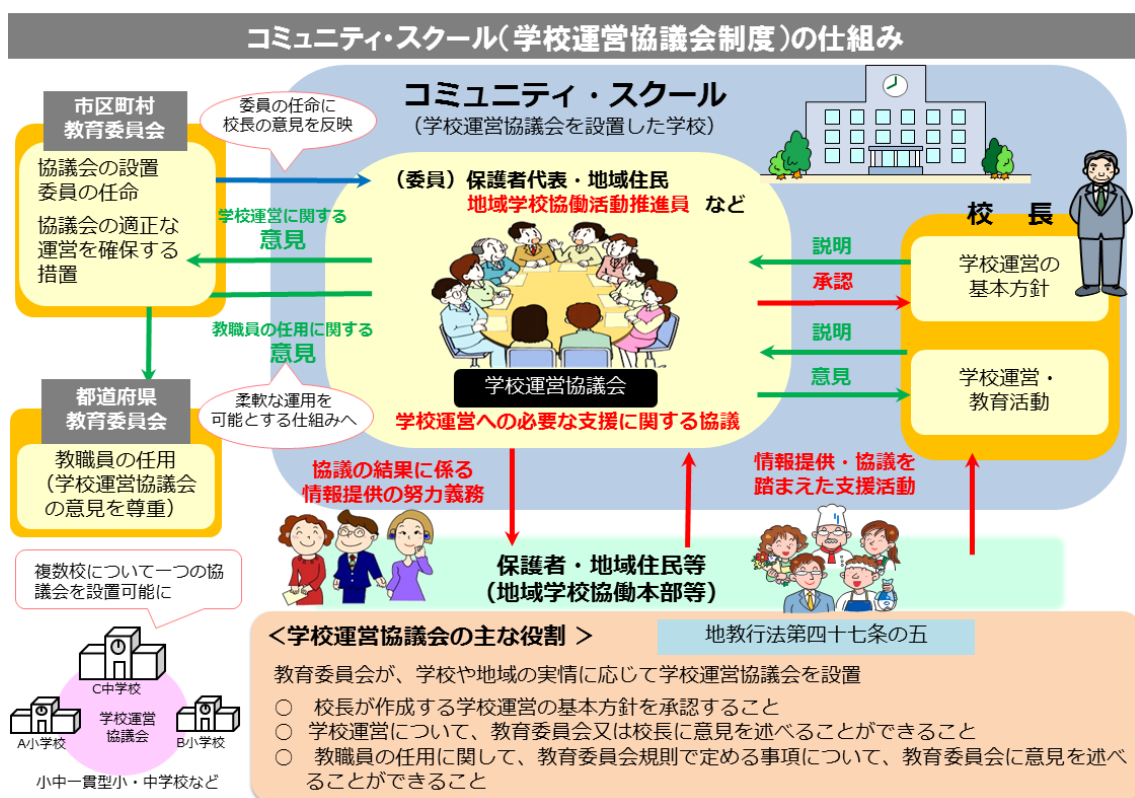
第3部 資料

1 「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」及び「地域学校協働活動(本部)」とは

ここでは、制度が法律上どのような設計になっているかということを説明しています。

(1) コミュニティ・スクール(学校運営協議会)について

この制度は、保護者・地域住民等からの学校教育に対する多様な要請に応え、学校への信頼をさらに高めていくため、保護者・地域住民等が一定の権限と責任をもって学校経営に直接参画する方策です。

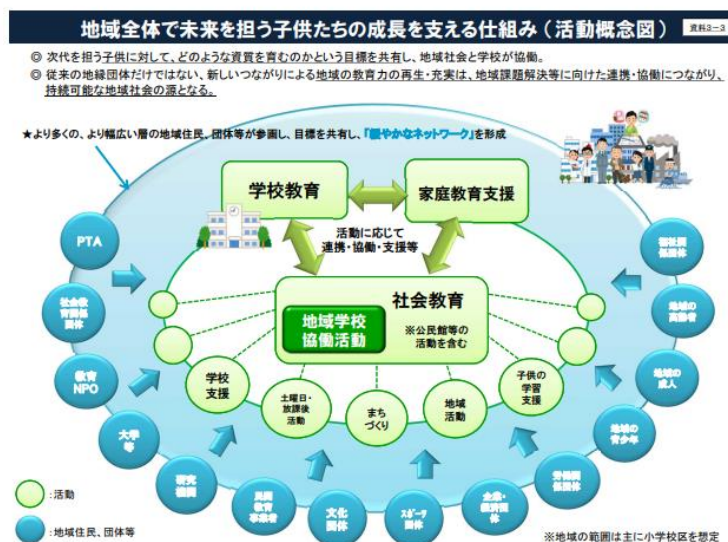


具体的には、学校の中に「学校運営協議会」を設置し、学校・保護者・地域住民等が課題を共有しながら学校経営を一緒に考えていくという形をとります。

なお、このように「学校運営協議会」を設置した学校のことを『コミュニティ・スクール』と称することができるとされています。（「学校運営協議会」という会議体のみを指して、狭義の「コミュニティ・スクール」と呼ばれていることもあります。）

(2) 地域学校協働活動(本部)について

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えらるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、様々な取組を実施する活動と定義されており、この活動を推進するため整備されるのが、地域学校協働本部（①コーディネート機能②多様な活動③持続的な活動の3要素を備え、幅広い層の地域住民、団体等が参画する緩やかなネットワーク）とされています。



地域学校協働活動の範囲は広く、地域学校協働本部についても決まった形態が定められているわけではありません。そのため、はっきりとした姿でこの制度を捉えることは難しいのですが、イメージとしては、学校運営協議会が学校の経営・運営に関する議論を中心的な役割としていることに対し、いわゆる「実働(地域学校協働活動)」の部分を担当するのが地域学校協働本部という形と捉えることが理解しやすいかもしれません。

地域学校協働活動を推進するうえで大切な役割を担うのが「地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）」です。推進員は地域学校協働活動のみでなく、先述の「学校運営協議会」にも委員として関わっていくことが想定されています（平成 29 年 3 月に社会教育法が改正され、学校運営協議会の委員に推進員を充てることが推奨されています）。

2 複数の学校で一つの学校運営協議会を置く手法について

平成 29 年 3 月地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、小中一貫教育など二以上の学校に関し、相互に密接な連携を図る必要がある場合には、二以上の学校について一つの協議会を置くことができることとされていますが、日野市においては、当面は各校へ学校運営協議会を設置することを目指していきます。